

平成29年 事業用自動車 事故発生状況速報

(事業用自動車の運転者が惹起した事故件数 4年ぶりに増加)

平成29年における管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）の自動車運送事業者の事業用自動車に係る自動車事故報告規則に基づく重大事故の発生状況をお知らせします。

(平成29年速報値)

1. 事業用自動車の重大事故件数

(有責無責に関わらず生じた死亡、重傷、転落、火災等の社会的に影響の大きな事故)

平成29年の、事業用自動車の重大事故の発生件数は、バス184件（対前年比113.6%）、ハイヤー・タクシー27件（同128.6%）、トラック226件（同108.7%）、全体で437件（同111.8%）と前年と比較して46件増加しています。一方で、死者数は全体で53人（対前年比89.8%）と前年と比較して6人減少しています。

2. 事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況

(1. の事故のうち事業用自動車の運転者が第一当事者となった事故)

平成29年に、事業用自動車の運転者が惹起した重大事故の発生件数は、バス19件（対前年比76.0%）、ハイヤー・タクシー24件（同126.3%）、トラック117件（同127.2%）、全体で160件（同117.6%）と前年と比較して24件増加しました。

中でも、事業用自動車^が交差点等を右左折する際に、歩行者や自転車を轢いた事故が12件増加し、増加した中の半数を占めています。また、事業用自動車の運転者が体調不良となり生じた事故や、体調不良により運行が継続できなくなった事案も4件増加しています。

なお、事故による死者数も全体で32人（対前年比145.5%）と前年と比較して10人増加しています。

事業用自動車の運転者が惹起した重大事故の件数が増加したのは4年ぶりのことです。

(詳しくは次ページ以降のグラフ等をご参照下さい。)

○事故削減のために

国土交通省や自動車運送事業者、関係団体等では、安全プラン2020により事故の削減目標を定め、事故防止に取り組んでいます。

【最近の取り組み】

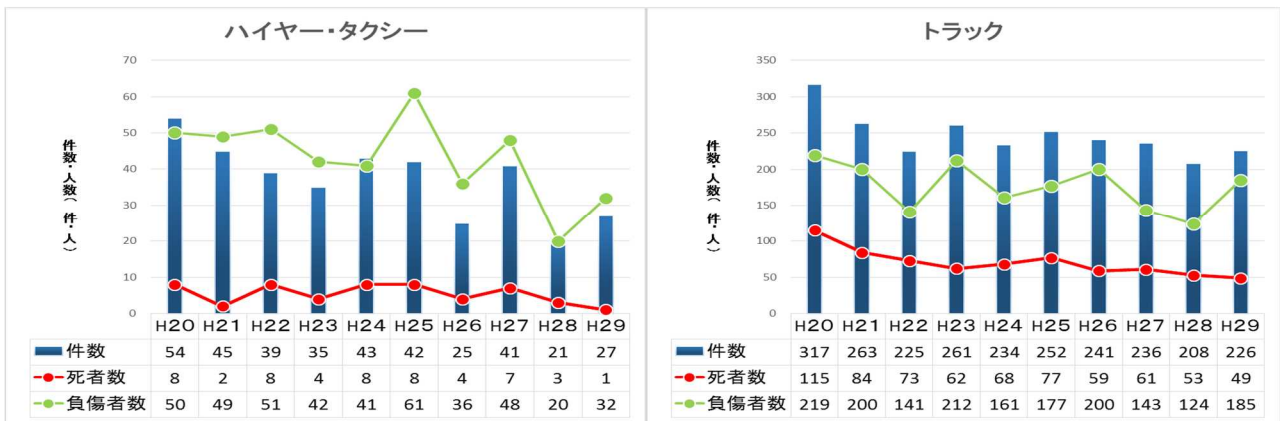
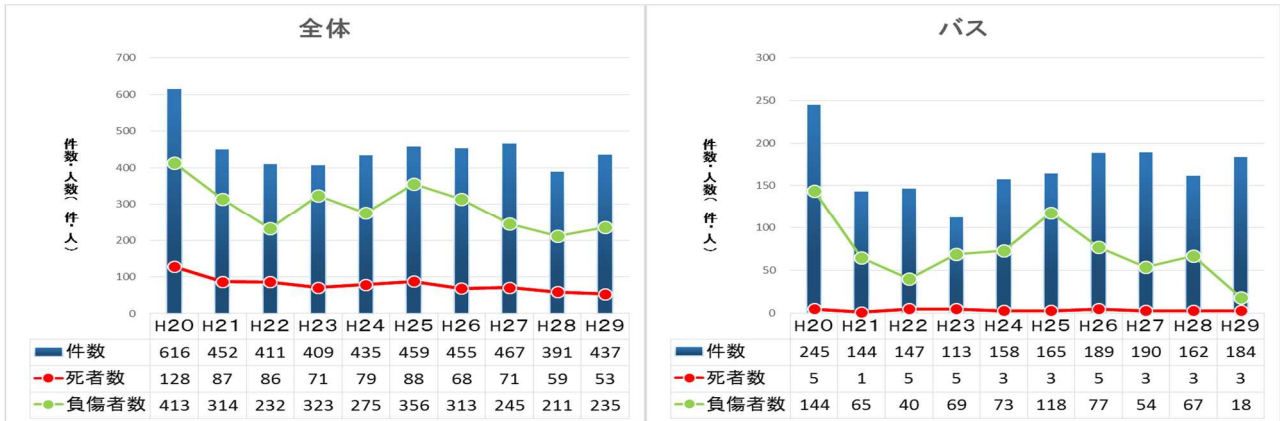
- ・トラック事業において、運転者の長時間労働への対策として、乗務記録へ荷待ち時間等を記載することが規定されました。
- ・ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアルを策定し、自動車運送事業者各社で、運転者の問題点の明確化やヒヤリ・ハット事例等の社内共有等に取り組んで頂くことで、事故の防止を図っています。
- ・自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインを策定し、運転者の脳健診受診を推進するなど、健康起因による事故の防止を図っています。
- ・運転者の睡眠不足が原因と思われる事故が依然発生していることから、運転者が睡眠不足での乗務とならないように、運行管理者は乗務前等に運転者の睡眠不足の状況を確認しなければならないことが規定されました。（平成30年6月1日施行）



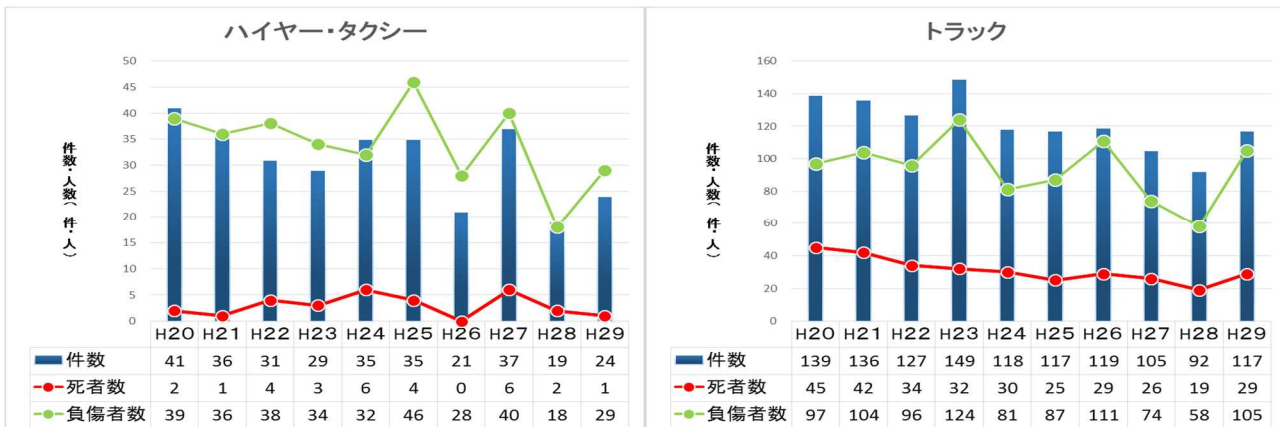
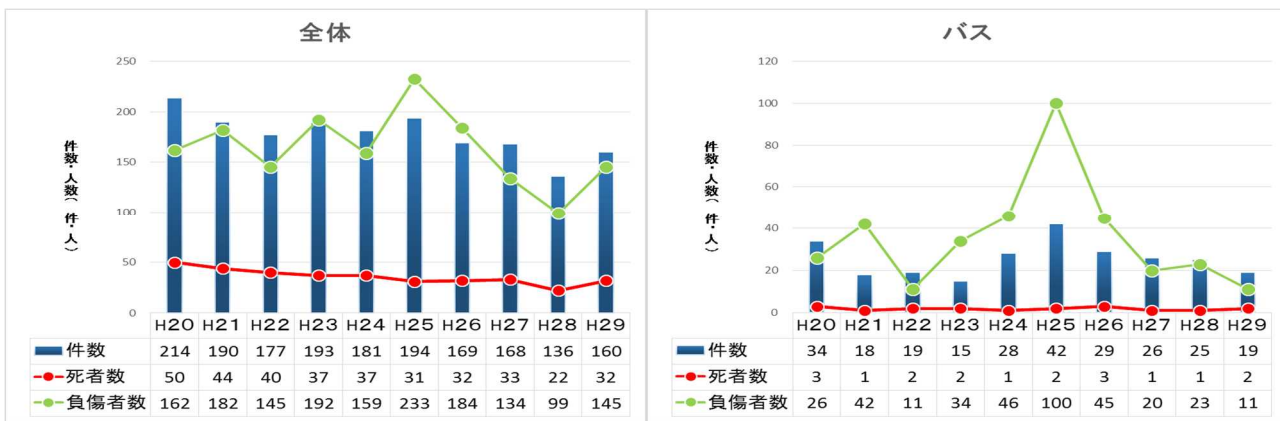
【問い合わせ先】

国土交通省 東北運輸局 自動車技術安全部
保安・環境調整官 千葉、安部
TEL 022-791-7534

事業用自動車重大事故発生状況の推移（平成29年は速報値）



事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況の推移（平成29年は速報値）



県別の事業用自動車の重大事故発生状況（平成29年速報値）

業態	バス			ハイヤー・タクシー			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
青森	11	0	3	6	0	9	29	10	14	46	10	26
対前年比	-7	-1	-2	+1	-1	+6	-2	-1	-3	-8	-3	+1
岩手	10	0	3	7	0	9	38	10	30	55	10	42
対前年比	-2	0	+1	+2	-1	+4	-5	+1	+6	-5	0	+11
宮城	91	1	4	11	0	12	53	9	48	155	10	64
対前年比	+2	+1	-10	+6	0	+9	+2	-4	+18	+10	-3	+17
秋田	12	0	2	0	0	0	30	6	24	42	6	26
対前年比	+6	0	0	-4	0	-8	+8	-1	+11	+10	-1	+3
山形	4	1	6	0	0	0	24	3	15	28	4	21
対前年比	+2	+1	+6	0	0	0	-1	0	+3	+1	+1	+9
福島	56	1	0	3	1	2	52	11	54	111	13	56
対前年比	+21	-1	-44	+1	0	+1	+16	+1	+26	+38	0	-17
局計	184件	3人	18人	27件	1人	32人	226件	49人	185人	437件	53人	235人
対前年比	+22 113.6%	0 100.0%	-49 26.9%	+6 128.6%	-2 33.3%	+12 160.0%	+18 108.7%	-4 92.5%	+61 149.2%	+46 111.8%	-6 89.8%	+24 111.4%

県別の事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況（平成29年速報値）

業態	バス			ハイヤー・タクシー			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
青森	5	0	3	6	0	9	15	4	8	26	4	20
対前年比	-2	-1	-1	+2	0	+6	+2	+1	-1	+2	0	+4
岩手	2	0	2	6	0	8	19	6	13	27	6	23
対前年比	+1	0	+1	+2	-1	+5	-1	+6	+2	+2	+5	+8
宮城	7	1	3	10	0	11	27	7	25	44	8	39
対前年比	-5	+1	-11	+5	0	+8	+6	+1	+13	+6	+2	+10
秋田	2	0	2	0	0	0	15	3	12	17	3	14
対前年比	-1	0	0	-4	0	-8	+2	+1	+4	-3	+1	-4
山形	1	0	1	0	0	0	5	1	5	6	1	6
対前年比	+1	0	+1	0	0	0	-3	-1	-2	-2	-1	-1
福島	2	1	0	2	1	1	36	8	42	40	10	43
対前年比	0	+1	-2	0	0	0	+19	+2	+31	+19	+3	+29
局計	19件	2人	11人	24件	1人	29人	117件	29人	105人	160件	32人	145人
対前年比	-6 76.0%	+1 200.0%	-12 47.8%	+5 126.3%	-1 50.0%	+11 161.1%	+25 127.2%	+10 152.6%	+47 181.0%	+24 117.6%	+10 145.5%	+46 146.5%

事業用自動車の運転者が惹起した重大事故の主な種類別発生状況（平成29年速報値）

事故種類	件数等	件数	対前年比	死者数	対前年比	負傷者数	対前年比
死傷事故		47	+13	10	-2	38	+11
	直進時	22	-1	8	-4	15	-1
	右折時	12	+5	0	0	12	+5
	左折時	10	+7	1	+1	9	+6
	その他	3	+2	1	+1	2	+1
衝突事故		39	+2	15	+6	48	+2
	正面衝突	12	+5	5	+2	9	-4
	側面衝突	11	+3	4	+3	9	0
	追突衝突	12	-2	5	+1	26	+7
	その他	4	-4	1	0	4	-1
転覆・転落		39	-1	2	+2	24	+13
	速度超過	7	+1	0	0	5	+3
	脇見	7	0	0	0	6	+2
	漫然	3	-1	2	+2	2	+1
	その他	22	-1	0	0	11	+7
健康起因		18	+4	5	+4	8	+3

○事業用自動車の重大事故報告

自動車運送事業者は、事業用自動車に係る重大事故があった場合は、自動車事故報告規則（昭和26年、運輸省令第104号）に基づき自動車事故報告書を、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長（注）を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

- （注）
- ・青森、八戸ナンバーについては、青森運輸支局長
 - ・秋田ナンバーについては、秋田運輸支局長
 - ・岩手、盛岡、平泉ナンバーについては、岩手運輸支局長
 - ・宮城、仙台ナンバーについては、宮城運輸支局長
 - ・山形、庄内ナンバーについては山形運輸支局長
 - ・福島、郡山、いわき、会津ナンバーについては福島運輸支局長

○事業用自動車の重大事故

下の1. の事業者が関わる事故であって、有責無責に関わらず2. のいずれかに該当するもの

○事業用自動車の運転者が惹起した重大事故

事業用自動車の重大事故であって、事業用自動車の運転者が第1当事者となったもの

1. 自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者

- ・旅客自動車運送事業者
- ・貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）
- ・特定二種貨物利用運送事業者

2. 自動車事故報告書の提出が必要な事業用自動車の重大事故

- ①自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの
 - ②10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 - ③死者又は重傷者を生じたもの
 - ④10人以上の負傷者を生じたもの
 - ⑤自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したもの
 - ⑥自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - ⑦操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたもの
 - ⑧酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
 - ⑨運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- ※本統計において、運転者が疾病により死亡した場合も、事故による死者数として計上しています。
- ⑩救護義務違反があったもの
 - ⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの
 - ⑫車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
 - ⑬橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
 - ⑭高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにさせたもの
 - ⑮国土交通大臣が特に必要と認めたもの